

堺市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

堺市立学校職員の通勤手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、堺市職員の通勤手当に関する規則（平成18年規則第95号。以下「市規則」という。）第2条第7号に規定する場合に係るものであるときは、教育委員会が必要と認める書類を添付しなければならない。

第2条第1項第1号中「堺市職員の通勤手当に関する規則（平成18年規則第95号。以下「市規則」という。）」を「市規則」に改める。

第10条第1項中「別表第7」を「別表第7の備考1」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（準用職員給与条例別表第7の備考2の規則で定める施設等及び額）

第10条の2 準用職員給与条例別表第7の備考2に規定する教育委員会規則で定めるものは、市規則第10条の4第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「教育委員会」と、「条例第16条第2項」とあるのは「準用職員給与条例第16条第2項」と、「条例別表第7」とあるのは「準用職員給与条例別表第7」と読み替えるものとする。

第12条第1項第2号中「第2条第2号」の次に「又は第7号」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日の前日においてこの規則による改正後の堺市立学校職員の通勤手当に関する規則（以下「改正後の教育委員会規則」という。）第10条の2において準用する市規則第10条の4第1項に規定する駐車場等を利用していた職員であって、施行日において準用職員給与条例第17条第1項第2号又は第3号に規定する職員たる要件を具備しているものが引き続き当該駐車場等の利用を継続する場合は、施行日において当該駐車場等の利用を開始したものとみなして、改正後の教育委員会規則の規定を適用する。